平成２６年5月２６日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

１　指名停止措置対象業者名及び住所
株式会社ワイド
長野県伊那市西町５８４５－１

２　指名停止期間　　自　平成２６年5月２７日
至　平成２６年7月２６日（２ヵ月間）

３　指名停止の理由
株式会社ワイドは、平成２４年１２月、建設コンサルタント登録の「鋼構造及びコンクリート部門」の部門登録追加申請を行った際に、常勤性の欠落した者を技術管理者として登録するため、虚偽の書面を作成し、申請書の添付書類として提出し登録を受け、平成２５・２６年度一般競争(指名競争)参加資格申請において、これを使用し虚偽の申請を行った。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和５９年６月１１日５９林野経第１５６号)別表２第１６号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【問い合わせ先】
関東森林管理局経理課　電話 027-210-1149
担当：行政専門員